

「平成18年版 厚生年金基金法令通達集」正誤表

「平成18年版 厚生年金基金法令通達集」に下記の通り誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

本書ご利用の際は、該当箇所を訂正された上でご利用くださるようお願い申し上げます。

なお、「指定厚生年金基金の指定について（平成17年9月15日年企発0915001号）」に関しては、すべての厚生年金基金に必要とされる情報ではないため、収録しないこととしております。

(太字部分訂正箇所)

ページ	誤	正
524ページ 本文下段20行目 (第43条)	二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)	二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への 金銭信託
593ページ 本文下段10行目	二 平成十八年度 年率二・二七パーセント	二 平成十八年度 年率 二・一七 パーセント
679ページ 本文上段17行目	八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。(中略) (3) 各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合 九 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準第三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。(中略)当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。	<第八号を削除し、第九号を第八号とし、第九号を新たに追加する。> 八 次のいずれか一の場合に該当するときは、認可基準三の七における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。(中略)当該指標の過去五年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。 (1)給付設計の変更前後の総給付現価が現象する場合 (2)一部の加入員又は受給者について、当該者に係る総給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 (3)各加入員又は各受給者等の最低積立基準額が減少する場合 九 認可基準の第三の七の(3)のイに定める同意及び(5)のア～ウの要件は、前記四の(1)の②により加算適用加入員を全加入員としていない場合、前記四の(2)より給付を分割している場合又は前記五によりグループ区分を行っている場合であって、給付の引下げの対象となる者が一部に限られるときには、「全加入員」を「引下げの対象となる全加入員」、「全受給者等」を「引下げの対象となる全受給者等」と読み替えて適用するものとする。

760ページ 本文下段2行目 第二 二号(4)	(4) 労働組合の同意 設立事業所に使用される加入員の三分の一以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。	(4) 労働組合の同意 設立事業所に使用される加入員の三分の一以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。 ただし、当該労働組合が複数あるときは、その四分の三以上の同意を得ていることをもって足りる。
802ページ (様式第3号)(その4) 4	(注2) 代行給付の現価相当額には、平成16年厚生労働省告示第358号(現価相当額を交付した年月が平成17年3月以前の場合は、昭和50年厚生労働省告示第32号)(後略) (注3) 現価相当額を交付した年月が平成17年3月以前の場合は、(後略)	(注2) 代行給付の現価相当額には、平成16年厚生労働省告示第358号(再加入年月が平成17年3月以前の場合は、昭和50年厚生労働省告示第32号)(後略) (注3) 再加入年月が平成17年3月以前の場合は、(後略)
1144ページ 本文上段10・16行目 第四 三(5)ウ (ア)(イ)	少数点	小数点
1146ページ 本文下段1行目 第四 三(8)	(8) 特例掛金(前記(5)のイ及び後記四に規定する特例掛金は除く。)は、(後略)	(8) 特例掛金 特例掛金(前記(5)のイ及び後記四に規定する特例掛金は除く。)は、(後略)
1222ページ 様式⑥-ア 3.(1)	算定用標準掛金率 (Min ,) ⑤ (中略) うち、別途積立金として留保する額 未償却過去勤務債務残高 (㉔- ⑧+⑨) 特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	算定用標準掛金率 (Min④, ⑤) ⑤ (中略) うち、別途積立金として留保する額 ⑥ 未償却過去勤務債務残高 (㉔- ⑧+⑨) ⑦ 特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月) ⑧
1230ページ 様式⑩1(1)	標準掛金収入現価 (⑭×⑮) ⑯	この行を削除
1235ページ 様式⑩5表下部	(注) J=A+B+C+D+E-F-G-H+J	(注) J=A+B+C+D+E-F-G-H+I
1362ページ 本文上段11行目	を含む。平成十六年三月三十一日	を含む。)平成十六年三月三十一日
1392ページ 改正履歴	// 平成一四年三月三十一日年発第 〇三三一〇〇一号	// 平成一四年三月三十一日年発第 〇三三一〇〇一号 // 平成一五年四月二日年発第四 〇二〇〇一号

<p>1393ページ 本文下段14行目</p>	<p>3 私募投資信託への投資に当たって留意すべき事項 (1) 私募投資信託には、五十人未満の者を相手方として募集する「少人数私募」と、募集人員に制限はないが、適格機関投資家のみを相手方として募集する「プロ私募」の二種類があるが、基金は、現在、適格機関投資家でないため、直接、金融機関等を通じて売買を行うことができるのは、「少人数私募」のみであり、「プロ私募」の売買に当たっては、委託運用により行わなければならないこと。</p>	<p>3 私募投資信託への投資に当たって留意すべき事項 (1) 私募投資信託には、五十人未満の者を相手方として募集する「少人数私募」と、募集人員に制限はないが、適格機関投資家のみを相手方として募集する「プロ私募」の二種類があるが、いずれも、基金が、直接、金融機関等を通じて売買を行うことができる。ただし、「プロ私募」については、年金資産を百億円以上保有し、かつ、金融庁長官に届出を行い適格機関投資家となることが必要であり、適格機関投資家となっていない基金が「プロ私募」の売買を行う場合は、委託運用により行わなければならないこと。</p>
<p>1466ページ 「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」読替表 2-3 イ表内</p>	<p>その他有価証券</p>	<p>その他の有価証券</p>
<p>1607ページ 改正履歴</p>		<p>(改正 平成一七年九月三〇日年 企発〇九三〇〇〇四号)</p>